

改正

平成20年3月28日教委規則第3号

平成26年12月24日教委規則第3号

平成28年2月22日教委規則第1号

令和4年12月22日教委規則第6号

佐久市立小・中学校の通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市立小・中学校（以下「学校」という。）の通学区域を定めるものとする。

(学校の通学区域)

第2条 各学校の通学区域は、別表のとおりとする。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市立小・中学校の通学区域に関する規則（昭和36年佐久市教育委員会規則第10号）又は臼田町立小・中学校の通学区域に関する規則（昭和61年臼田町教育委員会規則第6号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日教委規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日教委規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月22日教委規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月22日教委規則第6号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

学校名	区域
岩村田小学校	岩村田（長土呂区、住吉町区及び西本町区を除く。）及び猿久保
佐久平浅間小学校	長土呂、佐久平駅北、佐久平駅東、佐久平駅南、岩村田のうち長土呂区、住吉町区及び西本町区、岩村田北1丁目並びに小田井
平根小学校	横根、上平尾、下平尾及び安原のうち紅雲台区
中佐都小学校	塚原、常田、平塚及び根々井
高瀬小学校	鳴瀬、今井、三河田及び横和
野沢小学校	野沢、原、鍛冶屋、高柳、取出町、本新町、跡部及び大沢
泉小学校	三塚、桜井、小宮山及び前山
岸野小学校	伴野、根岸及び東立科
中込小学校	中込、中込1丁目、中込2丁目及び中込3丁目
佐久城山小学校	瀬戸、平賀、太田部、常和及び内山
東小学校	香坂、安原（紅雲台区を除く。）、新子田及び志賀
臼田小学校	田口、清川、下越、三分、入澤、平林、湯原、上小田切、中小田切、北川、下小田切、勝間及び臼田
浅科小学校	塩名田、御馬寄、甲、八幡、蓬田、桑山及び矢島
望月小学校	望月、印内、茂田井、布施、春日及び協和
浅間中学校	長土呂、佐久平駅北、佐久平駅東、佐久平駅南、岩村田、岩村田北1丁目、

	猿久保、小田井、塚原、常田、平塚、根々井、鳴瀬、今井、三河田及び横和
野沢中学校	野沢、原、鍛冶屋、高柳、取出町、本新町、跡部、三塚、桜井、伴野、根岸、東立科、小宮山、前山及び大沢
中込中学校	中込、中込 1 丁目、中込 2 丁目、中込 3 丁目、瀬戸、平賀、太田部、常和及び内山
東中学校	横根、上平尾、下平尾、香坂、安原、新子田及び志賀
臼田中学校	田口、清川、下越、三分、入澤、平林、湯原、上小田切、中小田切、北川、下小田切、勝間及び臼田
浅科中学校	塩名田、御馬寄、甲、八幡、蓬田、桑山及び矢島
望月中学校	望月、印内、茂田井、布施、春日及び協和